

【031】 日本国憲法にいう「基本的人権」と「公共の福祉」との関係に関する記述として、正しいものはどれか。

- 1 憲法の条文上、特に「公共の福祉」という言葉を使っている基本的人権は、他の人権に比べて特に制約が求められているものであり、それだけ重要な位置にある。
- 2 「公共の福祉」は基本的人権の保障そのものの本質から論理的、必然的に派生する原理であり、憲法上「公共の福祉」に言及していない人権には制約がないというものではない。
- 3 基本的人権を自由権的基本権と生存権的基本権とに分けた場合、「公共の福祉」による制約は前者には及ばないが、後者については及ぶと考えるべきである。
- 4 「公共の福祉」の基本的適用については、人権の種類についての種々の差異が予想され、特に言論の自由や表現の自由について、この制約を加えることは厳に禁止されるべきである。
- 5 基本的人権は、自然法に基づき、人間が生まれながらにして天賦の権利として身につけているものであるから、「公共の福祉」を理由とするいかなる制約にも服するものではない。

【032】 「法の下での平等」とは、すべての国民が人種、信条、性別などにより差別されないという権利である。次のア～エは、日本国憲法が保障する基本的人権をめぐる裁判に関する記述であるが、それらのうちには「法の下での平等」が問題となったものが二つある。その組合せとして妥当なのはどれか。

ア：民法の規定が、結婚していない男女の間の子の遺産相続分を、結婚している夫婦の子の半分とすると定めていたことについて、その違憲性が争われた裁判。

イ：生活保護法による生活保護基準が「健康で文化的な最低限度の生活」を十分に保障していないとして、その違憲性が争われた裁判。

ウ：ある市が、市立体育館の建設の際に神道固有の儀式にのっとった地鎮祭を行い、その費用を公金から支出したことについて、その違憲性が争われた裁判。

エ：選挙区間の議員定数と有権者数の比率に不均衡があり、一票の価値に大きな格差が生じているとして、その違憲性が争われた裁判。

- 1 ア、ウ
- 2 ア、エ
- 3 イ、ウ
- 4 イ、エ
- 5 ウ、エ

【033】 憲法第25条と同様な権利は次のうちどれか。

- 1 思想・良心の自由
- 2 不当に逮捕されない権利
- 3 財産権の不可侵
- 4 教育の義務
- 5 教育を受ける権利

【031】 2

- 1 制約が求められている以上、他に重要な位置に存在するものがある。
- 3 逆
- 4 制約を受ける場合もある
- 5 制約を受ける場合もある

【032】 2

イ：社会権(生存権)が問題となった裁判  
ウ：政教分離について争われた裁判

【033】 5

憲法第25条

- (1)「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」
  - (2)「国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」
- 生存権

- 1 精神の自由
- 2 身体の自由
- 3 経済活動の自由
- 4 国民の義務